

# 建設委員会記録

開催日時 令和2年12月11日(金) 13:05~14:46

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

荻田 義雄 委員長

田尻 匠 副委員長

山中 益敏 委員

小林 誠 委員

田中 惟允 委員

粒谷 友示 委員

秋本登志嗣 委員

川口 正志 委員

欠席委員 国中 憲治 委員

出席理事者 松本 県土マネジメント部長、濱本 政策統括官

岡野 地域デザイン推進局長、青山 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

議 事

## (1) 議案の審査について

議第84号 令和2年度奈良県一般会計補正予算(第6号)

(建設委員会所管分)

議第91号 道路整備事業にかかる請負契約の変更について

議第92号 まほろば健康パーク整備事業にかかる請負契約の変更について

議第93号 住宅建設事業にかかる請負契約の変更について

議第94号 平城宮跡歴史公園用地の取得について

報第33号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

損害賠償額の決定について

報第34号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する

訴訟事件について

## (2) その他

## ＜会議の経過＞

○荻田委員長 それでは、ただいまから建設委員会を開会します。

本日の欠席は、國中委員です。

今定例会におきまして、密集・密接を避けるために、各委員会室の傍聴人を5名に制限しております。本日、当委員会に対し、3名の方から傍聴の申し出がございましたので、入室していただいております。なお、この後、傍聴のお申し出がございましたら、さきの方を含めて5名までとします。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長の順にご説明をいただきます。

なお、理事者の皆様方におかれましては、着席にてご説明、ご報告をお願いします。

それでは、付託案件について、県土マネジメント部長からまずご説明をお願いします。

○松本県土マネジメント部長 県土マネジメント部所管の11月定例県議会提出議案につきましてご説明申し上げます。令和2年11月定例県議会提出予算案の概要をお願いします。

まず、補正予算についてご説明申し上げます。6ページの7. 爽やかな「都」をつくる～奈良が持つ行政資源を総動員し、効率的・効果的な行財政マネジメントを行い、行き届いた行政サービスを届ける～の1つ目、給与改定に伴う減額です。人事委員会からの勧告を踏まえ、給与改定をお願いしていますが、減額となる6億4,600万円余りのうち、当部局に関するものは3,190万円余りです。

次に、8ページ一番下、債務負担行為の変更です。公共土木施設災害復旧事業にかかる契約です。国土交通省近畿地方整備局に施工を委託している国道169号高原トンネルの災害復旧工事につきまして、今般、当初の想定より精度が高く、慎重な施工が必要なことが判明したことから、それに係る経費の増に対応するため、債務負担行為の増額をお願いします。

補正予算につきましては、以上です。

続きまして、予算案以外の議案についてご説明申し上げます。令和2年度一般会計・特別会計補正予算案その他の冊子31ページをお願いします。

議第91号 道路整備事業にかかる請負契約の変更について、請負契約名は「一般国道169号高取バイパス道路改良工事（管渠工事）社会資本整備総合交付金事業道路改良」です。

当初の想定より固い岩盤が確認されたことや、掘削後に多くの湧水が確認されたことから排水計画の見直しを行ったことにより、記載のとおり契約金額を変更するものです。

続きまして、42ページの報第33号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についての損害賠償額の決定についてです。専決処分内容は、43ページから44ページにかけて記載している計12件です。いずれも県が管理する一般国道及び県道で発生した穴ぼこや落石等による自動車等の損傷事故について賠償するものです。

県土マネジメント部所管の11月定例県議会提出議案は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○岡野地域デザイン推進局長** 私からは、地域デザイン推進局所管の当議会に提出しました議案の概要について、説明させていただきます。

令和2年11月定例県議会提出予算案の概要の7ページに補正予算のうち、繰越明許費補正の2つ目に平城宮跡の利活用推進事業が記載されています。これは後ほど説明します用地取得及び工法の検討に当たり、関係機関との調整等に不測の日数を要したことにより、平城宮跡南側地区における駐車場整備工事について繰越しをお願いするものです。

次に予算以外の議案について説明させていただきます。令和2年度一般会計補正予算案（その他）の32ページ、議第92号 まほろば健康パーク整備事業にかかる請負契約の変更についてです。契約名は「まほろば健康パーク屋外プール膜屋根及び観客席等整備工事等」となっていますが、この工事に関して、220万6,600円を増額するものです。本件工事につきましては、公園利用者の安全を確保するためにガードマンの増員等を行ったことにより、記載のとおり契約金額を変更するものです。

続きまして、議第93号 住宅建設事業にかかる請負契約の変更についてです。契約名は「県営住宅桜井団地第1期新築工事等」で、1,994万6,300円を増額を行うものです。本工事につきましては、建物基礎部分への埋め戻し土を購入土に変更したことや地元調整に不測の日数を要したこと等により、契約金額及び工事期間を変更するものです。

34ページの議第94号 平城宮跡歴史公園用地の取得については、平城宮跡南側地区の公園整備に向け、必要となる公園用地の取得で、財産の所在地、取得金額、取得の相手方等につきましては記載のとおりです。

45ページの報第34号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告は、上から4つ目の県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件についてです。明細は49ページに記載していて、5件上がっていますが、これは家賃滞納月数が6か月以上または滞納額が20万円以上のもののうち、特に悪質と認められる5件について住宅の明け渡し等の請求申立てを行ったため報告するものです。

地域デザイン推進局所管分は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○荻田委員長 それでは、付託議案につきまして、質疑あればご発言をお願いします。なお、その他の事項につきましては後ほど質問を行いますので、ご了承いただきたいと思っております。

○小林（誠）委員 議第94号の積水化学工業株式会社工場跡地の土地取得価格の決定について教えていただきたいのですが、広大な土地で価格が31億円ということもあり、これほどの土地を買うことに賛成、承認するためには、住民に対して説明しなければいけません。土地取得価格の決定に当たって、価格の決定までの流れ、プロセスについて確認させていただきます。

前例のないような広い土地で、価格も高いので、県はどのように価格を決められたのか。価格は不動産鑑定士が決めたと思うのですが、不動産鑑定士の提示した価格が本当に正しいのか、ダブルチェックされているのか。どのように慎重に協議されたのかについて確認させていただきます。

○中岡平城宮跡事業推進室長 平城宮跡歴史公園公園用地の取得価格決定のプロセスについてお答えします。

県の用地取得につきましては、原則、近隣の取引事例や当該地の有効活用を踏まえた不動産鑑定を参考として価格を決定しています。

積水化学工業株式会社の工場跡地については、全体で4.9ヘクタールに及ぶ広大な土地ですから、類似する事例が少なく、慎重に価格設定を行う必要があります。そこで、不動産鑑定を取り、専門家から意見をお聞きして、検証しながら決定したものです。

○小林（誠）委員 市や町でしたら、1人の不動産鑑定士からの鑑定書に基づいて買うのですが、国の場合、最低2人の不動産鑑定士から金額を提示していただくことになってい

ると思います。今回はどのように行ったのか確認させていただきます。

○中岡平城宮跡事業推進室長 小林（誠）委員お述べのとおり、不動産鑑定評価の慎重を期すため、他との実績等の比較検証をするために、二者から不動産鑑定評価書を取り、利害関係のない第三者の不動産鑑定士や、有識者から意見を聴取して、県が価格を決定しました。

○小林（誠）委員 第三者の有識者にも確認したということでしょうか。

○中岡平城宮跡事業推進室長 小林（誠）委員、お述べのとおりです。

○小林（誠）委員 しっかりとした妥当性の検証、様々な角度から鑑定の内容をチェックしていただいた結果の適正な価格だということで、本議案に対しては問題がないと認識させていただきます。

○川口（正）委員 私からも関連した質疑となりますが、平城宮跡に関わっての報告が後ほどあるようです。平城宮跡は非常に広いのですが、まず尋ねたいのは、去年、知事は奈良市に対して積水化学工業株式会社の工場跡地に市庁舎を建てればといった積極的な提案をされました。私は知事が積水化学工業株式会社の渉外係もしくは営業係になったのかという気持ちに陥りました。

その後どうなったのかは皆様ご存じだと思います。私は先ほど議案の説明を聞いたわけですが、昨年の12月定例会において、県がこの土地全体を県営公園として整備することを表明されたとのことですが、私は知りません。どのような表明が出されたのか。

今年2月に、用地取得に係る債務負担行為の承認をいただいたとのことですが、これも私の認識が十分ではありません。当初、積水化学工業株式会社の用地を県が買い取って公園にするということは認識していました。奈良市へ庁舎として利用したらどうかとおっしゃった土地も幾ばくかの面積があると思います。

けれども、いつの間にか、ここも含めた形で取得する形になっているとの説明でした。当初、どれほどの面積で県が段取りしていたのか。奈良市に対して積極的に売り込んでいた土地がどれぐらいの面積だったのかわかりませんが、それも含めて買う計画を議会が承認したことになっています。

今回、用地取得に関する議案が提出されていますが、その辺りの事情が分かりません。奈良市庁舎移転で問題となっていた土地も含めて取得するという形は、いつどのような形で議会に報告があったのか。これをひとつはっきりさせる必要があります。

私は議案に反対しているのではない。事業を進めようということであれば、それによろ

しい。皆が納得するために、議員は県民に対して説明しなければなりません。私以外の委員の皆様には十分理解してもらえているのかどうかひとつはっきりさせてもらいたい。

特に、平城宮跡歴史公園朱雀大路東側地区に整備を予定している歴史体験学習館について、これは県営公園区域の基本計画にも出ていますが、敷地の面積はどのくらいか。要は種目別にきっちりと整理されているのか聞いておきたい。

それから、もう1点。議第92号 まほろば健康パーク整備事業にかかる請負契約の変更について、変更後の契約額が9億5,920万6,600円、最初の契約額が9億5,700万円なので、わずか220万6,000円の変更となっている。資材や人件費の高騰や下落、工事の進捗などの様々な事情がありますが、200万円程度の金額についてまで契約変更する必要はあるのか。請負業者に対して契約変更せずに当初の契約どおり進めるようなぜ言えないのか。相手方任せ、コンサル任せ、弱い業者には押し込み、大きな業者には責められているがそれで良いのか。

議案に私は承認しますが、こういう目があるということだけは知っててもらいたい。

**○岡野地域デザイン推進局長** 平城宮跡歴史公園の南側地区の経緯につきまして、私の答えられる範囲で答えさせていただきます。

多少経緯がありますので、整理して説明させていただきますと、3年前の平成29年7月に積水化学工業株式会社が同地から工場を移転することを表明されました。当該土地は市街地の真ん中にある広大な土地であり、平城宮跡に隣接しています。朱雀大路の遺構も含まれているということで、観光、交流、商業といった面からもかなりポテンシャルの高い位置だということを踏まえて、県から積水化学工業株式会社に対して跡地の活用について検討いただけないかと申し上げた経緯があります。

積水化学工業株式会社に申し出を受けていただきまして、県と奈良市と積水化学工業株式会社の3者で跡地利用について検討を行う包括協定を平成30年8月に締結しました。

その後、この場所にふさわしい利活用方策について検討を重ねました。当時はインバウンドの観光客がかなり伸びていましたので、ホテルや商業施設の誘致というものもありました。また、遺構が含まれていますので、きちんと保全したほうが良いのではないかという意見、平城宮跡の南側に隣接するので公園整備も良いのではないかといった様々なご意見がありました。

そのように検討を進めていた中、川口（正）委員からもご指摘がありました奈良市庁舎の移転問題も出てきています。これは平成31年1月頃から奈良市が庁舎の耐震化を検討

する中で、どのようにすれば良いのかということに対して、知事から様々な考え方を提案されました。同年7月に、市では現在の市庁舎の位置で耐震工事を行うとの意向が示され、結論が出ました。

その後、どういった整備が良いのかについて、白紙に戻して検討を進めていく中で、有識者の方々にもご意見を伺いながら検討を進めてまいりました。また、公園整備を進めるにあたり、国の交付金等を活用していくということで、国とも協議を行いました。国交付金の見通しが付いたことと、同地が広大であり、公園としての立地にふさわしいことから公園としての整備を行う結論に至り、昨年12月定例会の代表質問で知事から全域を公園として整備する旨の答弁がありました。

その中で、ここで公園を整備する理由として、3点が挙げられました。

まず1点目は、奈良市の中心市街地における東西幹線道路である大宮通りと三条通りの間に歴史的雰囲気漂う貴重かつ広大な公共空間の創出が図られること。2点目は北側の平城宮跡歴史公園と統一したコンセプトの下、整備を計画的に進められること。3点目として、災害発生時の避難場所にできるなど、多様な公共機能が将来にわたって確保できるといった多大な効果が得られることから、公園整備を進めたいとするものでした。

その後、先ほど申しました協定を結んだ積水化学工業株式会社と奈良市と奈良県の三者で協議し、公園整備ということで合意が得られたため、今年3月に覚書を締結しました。

当該用地を県が公園事業として取得することについては、先ほど小林（誠）委員からご質問がありましたが、何分広大な土地ですので、鑑定等を慎重に取り、加えて専門家からのご意見も伺って検証し、買取価格を決めて積水化学工業株式会社に提示しました。同社においても十分検討されて、交渉が整ったため、今回議案として上程させていただきました。

経緯については以上となります。

また、川口（正）委員から、東側地区の面積についてご質問がありました。南側地区は4.9ヘクタールですけれども、東側地区は大宮通りより北側、いわゆる朱雀大路よりも東側の地区で、現在用地買収等を進めています。面積については担当室長から答えさせていただきます。

また、まほろば健康パーク膜屋根等整備工事の契約変更にかかる議案を提出しています。変更金額は200万円余りで少額になってはいますが、この主なものを申し上げますと、公園として開放する中で工事を進めるため、工事車両が通過することに対する安全対策を強

化したものです。当初はガードマン3名を配置していましたが、夏休みの期間にガードマンを1名増やしたことが要因となっています。恐らく昨今のコロナ事情もあり、公園で密を作らずに遊ぶのが良いだろうということで公園を利用される方が多かったと思われます。なかなか予測できなかったところで申し訳ございません。

○中岡平城宮跡事業推進室長 歴史体験学習館の計画面積について、事業認可区域としては、0.9ヘクタールです。

○荻田委員長 ほかにございませんか。

それでは、ほかになければ、これをもちまして、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案についての委員の意見を求めたいと思います。

○田中委員 自由民主党は賛成します。

○粒谷委員 自民党奈良も賛成します。

○小林（誠）委員 日本維新の会も賛成させていただきます。

○山中委員 公明党も賛成させていただきます。

○川口（正）委員 創生奈良も賛成します。

○荻田委員長 それでは、採決は簡易採決により一括して行いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございます。

それでは、お諮りします。議第84号中、当委員会所管分、議第91号から議第94号、報第33号につきましては、原案どおり可決、または承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって、本案はいずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第34号中、当委員会所管分につきましては、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきます。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、県土マネジメント部長から（仮称）奈良IC周辺整備事業「JR関西本線高架化工事施行協定」の締結、外1件について、説明をお願いします。



○松本県土マネジメント部長 私からは、県土マネジメント部所管の報告事項についてご説明申し上げます。県土マネジメント部・地域デザイン推進局報告事項と書かれた冊子の表紙をおめくりいただきまして、報告1の資料をお願いします。（仮称）奈良IC周辺整備事業「JR関西本線高架化工事施行協定」の締結についてご説明申し上げます。

（仮称）奈良IC周辺整備事業におきましては、平成28年7月よりJR関西本線の高架化事業を推進しています。工事着手に当たりまして、このたび西日本旅客鉄道株式会社と工事施行協定を締結することについて、事前に報告申し上げるものです。

まず、事業概要ですが、地域分断の解消、一体的なまちづくりの推進を目的に、JR関西本線奈良駅と郡山駅の間1,880メートルの区間を仮線方式にて高架化するものです。

協定の概要としまして、工事協定額は131億900万円。協定期間につきましては、令和3年1月から令和11年3月まで。協定の締結の相手方につきましては、西日本旅客鉄道株式会社大阪工事事務所となっています。

次に報告2、奈良県流域下水道事業経営計画の概要についてご説明申し上げます。

県では、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である経営計画を策定します。これは総務省から、全国の公営企業につきまして、本年度中の計画策定を求められているためです。

下水道事業につきましては、県内の住宅、事業所から排出された下水が、まず市町村の管理する支線管路に流入し、その後、県が管理する幹線管路を経て、県の下水処理場で処理されていて、県・市町村が一体となって汚水処理を担っている構造となっています。

中央の図では、流入する汚水量の推移を示していますが、昭和40年代の下水道事業着手以降、順次増加してきた流入水量が人口減少に伴って今後は徐々に減少する見込みです。流域下水道事業について、これまでの県の投資額は約3,400億円となっていて、今後老朽化が進むことによる更新需要の増加が見込まれています。現在、不要となる施設のダウンサイジングや延命化などにより、更新費用の縮減・平準化を試算していますが、毎年の更新投資額につきましては、現在の投資水準の2倍以上に伸びることを見込んでいます。

左下の図で収支の状況を示していますが、国庫の確保状況を現在の水準と仮定した場合、令和9年度頃には単年度赤字となる見込みです。こうした状況に対する取組として、効率化に向けた取組を進めていくことが必要となりますが、ストックマネジメントによる施設の更新投資の縮減・平準化、維持管理費の縮減など、県の経営効率化を図ると共に、下水道整備の推進、接続の促進などによる有収水量の増加による市町村の経営効率化も図って

いく必要があると考えています。また、環境施設の最適化や汚水処理施設の最適化、使用者間の公平を図るための不適正排水の対策など、県・市町村全体での経営の効率化も図ってまいります。

このような内容を取りまとめた後、本件につきましては、年明けの1月にパブリックコメントを予定していて、そこで寄せられた意見も反映しながら計画を策定していきます。

**○荻田委員長** 続きまして、地域デザイン推進局長から、平城宮跡歴史公園朱雀大路東側地区（歴史体験学習館）整備計画（案）につきまして、パブリックコメントにおける意見概要、外2件につきましてご説明をお願いします。

**○岡野地域デザイン推進局長** 表題が平城宮跡歴史公園朱雀大路東側地区（歴史体験学習館）整備計画（案）となっている資料についてご説明申し上げます。

本件について、パブリックコメントを行いました。その意見の概要について報告させていただきます。参考に9月議会の当委員会で説明させていただきました整備計画（案）の概要を2枚目に載せています。

パブリックコメントは10月1日から31日までの1か月間行いました。結果、提出者数は51名、意見の総数は141件ということで、多くの意見をいただきました。

資料の左側に「意見提出者の属性」が記載されていますが、意見の60%以上を男性からいただきました。年齢層は40代から70代がそれぞれ各20%と満遍なく意見を頂いていると共に、20代、30代の若い方からも意見をいただきました。居住地別では奈良市が47%ということで、やはり地元の方の関心が高いということが読み取られます。

次に、資料の右側に「意見全体の整理」として、歴史体験学習館の体験交流内容の充実に対する要望やアイデアなど、施設整備を期待する多くのご意見を記載しています。一方で、既存施設との役割分担や、立地環境への配慮など、十分に検討して進めるべきとのご意見もいただきました。主な意見の内容をその下に載せていますが、体験交流内容の充実に対する意見のほか、整備方針や景観形成の考え方に対するご意見も頂いています。今後頂いた意見を反映して、公園の東側地区の整備計画として取りまとめたいと考えています。

続きまして、次の資料、表題は平城宮跡歴史公園県営公園区域基本計画（案）です。こちらは用地買収を予定している平城宮跡南側地区の基本計画についてです。こちらについてもパブリックコメントを行いました。2枚目に9月議会に提出した計画案の本体を載せています。

パブリックコメントは10月1日から31日までの1か月間行い、39名から96件の

意見をいただきました。意見提出者の属性も下にありますように、こちらも男性が60%以上と多くなっています。年齢層については、40歳以上の方が80%以上を占めていますが、20代、30代からも意見を頂いています。また、奈良市在住の方が54%ということで、こちらも地元の方の関心が見て取れます。

資料の右側に頂いた意見の内容を載せていますが、全体として、平城宮跡南側の多目的エリアに計画している駐車場や休憩施設、便益施設の整備に期待する多くのご意見をいただきました。一方で、多目的エリアへの新たな施設建設に対する消極的な意見もいただきました。主な意見の内容は下に記載している利用・整備計画に対する意見のほか、空間配置計画や管理・運営方針等に対する意見です。こちらにつきましても、頂いた意見を反映して基本計画として取りまとめたいと考えています。

なお、パブリックコメントで頂いたご意見、それに対する県の考え方については、県のホームページで公表をしています。

続きまして、報告5の県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件の状況についてです。

これは地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の事項として、9月議会に提出したものについての今の状況です。令和2年度9月議会専決案件5件とありますが、5件のうち判決のあったのは1件で、本県の主張が認められています。残りの4件については係争中です。

**○青山水道局長** 水道局所管事項の報告6、奈良県営水道経営戦略（水道事業ビジョン）案の概要についてご説明させていただきます。水道事業をはじめとする公営企業の経営環境は、人口減少に伴う需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、技術職員の不足など厳しさを増しており、総務省におきましては健全な経営を営むため、経営の基本計画である経営戦略を令和2年度までに全公営企業に規定する要請をしています。

計画期間につきましては、県域水道一体化の企業団が令和7年度までの事業開始を目標としているため、県営水道として経営する令和6年度までとしています。

第1章では基本理念を記載するとともに、計画期間については令和2年度から令和6年度までの5年間としています。

第2章では、事業概要として、これまでの水道事業の沿革を記載しようと考えています。

第3章では、水道事業の現状について、県水転換により現時点では県水排水量は増加傾向であるけれども、今後水需要の減少が進んでいくこと。また、建設から50年が経過し、

施設の老朽化が進行してきていること等を記載しています。

第4章は今後の見通しについてですが、先ほど申しあげました給水人口の減少に伴う水需要の減、更新投資の増大、ベテラン技術職員の大量退職に伴う技術力の低下、人材不足等についての課題を抽出して、それに対応する今後の取組、水道事業が抱える課題を解決するため、奈良県新領域水道ビジョンの「持続・強靱・安全」を3つの目指す方向性として7つの主要施策に取り組むということで、令和6年度目標値を定めて事業を実施していると考えています。

第5章につきましては、令和6年度までの投資と財源計画を記載する予定です。

第6章はPDCAサイクルにより進行管理をしていくということ。第7章につきましては、令和7年度までに県域水道一体化が進むということで、県域水道一体化の実現に向けて、統合形態や事業効果、それまでのスケジュールとそれ以降のスケジュール等について記載する予定です。

また、厚生労働省においても事業計画である水道事業ビジョンの策定を予定していて、この経営戦略を水道事業ビジョンに位置付けたいと考えています。

水道事業ビジョンにつきましては、既に奈良県営水道“ぶらん2019”があり、平成22年度の策定、26年度の変更につきましてご議決いただいています。今回の経営戦略がこの“ぶらん2019”の後継でもあることから、令和3年2月議会に上程し、ご議決いただきたいと考えています。

今後の予定ですけれども、パブリックコメントを経て、県域水道一体化の覚書締結に至る今後の状況等を反映した計画としたいと考えています。

詳細につきましては、お手元に奈良県営水道経営戦略（案）の冊子をお配りしていますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、報告7の県域水道一体化の概要につきましてご説明させていただきます。県域水道一体化につきましては、平成30年4月に県と市町村の部局長レベルで構成する県域水道一体化検討会を設置し、平成31年3月に新領域水道ビジョンを策定して協議を進めてまいりました。

県域水道一体化は、水道事業が抱える水需要の減少、施設更新需要の増大、職員の減少といった課題を解決する手段として提案していますが、その狙いは事業統合をすることにより、浄水場や送配水施設を集約し、将来的な投資を最適化すること、組織を統合することで運営体制を強化すること、安全・安心な水道水を将来にわたって持続的に供給するこ

とです。

県域水道一体化の効果としましては、施設共同化による投資抑制と国交付金活用による効果額として、現時点で合わせて686億円と試算しています。この効果額を財政シミュレーションに反映して、水道料金上昇抑制効果を試算しました。それが右側下段のグラフです。水道料金は水需要の減少により料金収入が減少していくため、料金上昇は避けて通れない状況ですが、事業統合により全体最適化を図ることで、現状の年間110億円の投資ベースを1.5倍の160億円超に増やしても、現状の投資ベースで単独経営を続けるより、料金の上昇を抑制することが可能と試算しています。

次に、2枚目をご覧ください。11月26日に関係市町村長に参加いただきまして第2回水道サミットを開催しました。この水道サミットにおいて、今後予定している覚書締結に向けて、覚書（案）の内容を説明しました。主な内容としましては、企業団を令和6年度までに設立し、令和7年度までに事業を開始する。企業団は事業統合として単一の事業認可を取得します。水道料金を統一しても統合効果が見られない団体一葛城市、大淀町ですが、現時点では、セグメント会計を可とします。水道事業で生み出された資産等は企業団に全て引き継ぎます。統合に向けた協議・検討を行うため、令和3年度に、（仮称）奈良県広域水道企業団設立準備協議会を発足させるといった内容です。

サミット当日に、各市町村長に覚書締結の意向確認をしましたところ、大和郡山市長から「現時点では覚書に参加できない。引き続き市の内部で整理をしていきたい」という意見をいただきました。大和郡山市以外の市町村は覚書締結に参加いただけると認識しています。

今後のスケジュールとしましては、年明け1月末を目途に覚書を締結。その後、令和3年度から協議会を設置して、企業団の運営方針等の取りまとめを行い、令和4年度末を目途に、基本協定の締結を予定しています。その後、企業団設立の各種法的手続、各システムの構築などを経て、令和6年度までの企業団設立を目指してまいります。

**○荻田委員長** ただいまの理事者からの報告、また、その他の事項も含めて、質問があればご発言をお願いします。

**○山中委員** 最初に、先ほど報告いただきました水道局の取組についてお聞きします。

県域水道一体化の推進に取り組んでいただいておりますが、私たち県民が特に気になるのは、一体化の中で水道料金がどのように推移するのかということで、非常に大きな関心事かと思えます。

今回協定の覚書の締結に加わっていただく市町村の中で、水道料金の差は現在どのぐらいあるのか。

また、覚書の締結から基本協定の締結までの間で、様々な料金のシミュレーションを行っていただけるのかと思いますが、この結果の公開は非常に大事かと思えます。特に私たち県民に直接関わる料金の扱いについて、一体化の中でどのように進めていかれるのか、スケジュール感も含めてお聞かせいただきたい。

**○西岡水道局業務課長** 今年度に覚書を締結した後、来年度に（仮称）奈良県広域水道企業団設立準備協議会を設立して、企業団の運営方針について検討を進めることにしています。その中で、水道料金についても検討を行いますが、検討のプロセスとしては、企業団の今後の投資計画が水道料金に大きく影響するため、まず管路などの老朽化施設について重要度や優先順位を踏まえた更新計画を検討し、適切な財政計画を検討するために、財政シミュレーションをもう一度行って、水道料金のレベルを検証する必要があります。同時に、料金体系についても検討を行い、将来的な投資計画を見据えた統合時点の料金やその後の料金の推移についても検証する必要があると考えています。

水道料金が最終的に決まるのは、企業団設立後に企業団議会での議決が必要となりますが、令和4年度末に予定している一体化の参加への最終合意となる基本協定の締結時に、企業団の運営方針を基本計画として取りまとめる予定であることから、この時期には企業団の水道料金のおおむねの目安が出せるのではないかと考えています。

**○荻田委員長** 市町村の中で水道料金の高いところと低いところの差はどれぐらいかという質問への答弁がなかったのですが。

**○西岡水道局業務課長** 水道料金の差については、最も高い高取町と最も安い奈良市で、約2.7倍の開きがあります。

**○山中委員** 令和4年度末に基本協定を締結する前には、県民にお知らせできるような料金体系ができるのでしょうか。水道料金に2.7倍の開きがあるということですが、これは大変大きいと思います。一体化により、料金の高いところは安くなって、安いところは逆に上がっていくので、この件につきましては、努めて丁寧に説明していただきながら進めていただくことをお願いしておきたい。

次に、報告の内容ではありませんが、その他ということで1点お聞きします。

12月1日付の報道資料の中に「奈良県の河川情報システムが新しくなりました」というものがありました。この中では、危機管理型の水位計と簡易型の河川監視カメラが新た

に追加され、水位計につきましては、県全体で77か所、カメラにつきましては36か所で今回設置されたと載っています。河川情報システムもホームページがリニューアルされて、大変見やすくなっています。

そこで、初めに、今回設置された77か所の水位計、36か所の河川の簡易型の河川監視カメラについて、設置箇所の選定基準や優先順位についてお聞かせいただきたい。

**○池田県土マネジメント部河川政策官(河川整備課長事務取扱)** 今回、河川情報システムを改修し、今月1日から新しいシステムの閲覧ができるようになりました。加えて、山中委員お述べのとおり、危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラの増設も行っています。増設した設置箇所の選定に当たっては、県が把握している浸水常習地などの浸水実績のある箇所について、各市町村に設置の要望を聞き取り、市町村が避難勧告等の判断に必要とする場所及び川沿いに学校、病院、要配慮者施設などがあるところ、双方に該当するところを優先してまず20か所で設置したところです。

**○山中委員** 今の答弁からいきますと、今後を見越して、簡易カメラと水位計の設置を進めていただけるのだろうと思いますが、もし目標や今後の展開が分かっているようでしたら教えていただきたい。

ホームページもリニューアルしたとのことで、私も実際にホームページを拝見しましたが、図面をクリックしますと、位置が出てきて、もし雨が降っていれば雨量が、河川の断面ではそこを流れる水位が掲示されています。カメラをクリックしますと、雨の降っている状況でどのように河川の水位が上がっていくのかも同時に確認できました。本当にリアルタイムで情報が入ってくることを確認しました。

そうした中で、河川情報システムの情報は、いざ避難ということになりますと、非常に重要な情報になろうかと思しますので、この情報を市町村や県民が活用していくために、どのように共有、周知していくのかについてお聞かせいただきたい。

**○池田県土マネジメント部河川政策官(河川整備課長事務取扱)** 今回新たなシステムのお披露目としまして、報道発表資料を出して周知しました。その際に、市町村の防災危機管理担当者宛てにも同様の資料を情報提供しました。

また、水位や雨量が一定の値に達した場合に、登録者にお知らせするメールサービスがありますが、その運用を今月末に再開する予定です。その際にも重ねて通知しまして、市町村でご活用いただけるよう周知を行ってまいります。

加えて、県民の方々により広く周知していく手法についても別途考えてまいります。

○山中委員 分かりました。これから、まだ本当に緒に就いたばかりですので、大いに期待しておきます。

最近、災害の避難の際には、マイタイムラインという言葉聞くことがあるかと思えます。地震や豪雨災害が発生しますと、自分自身がどうやって適切な避難をするかということを考えることが、私たち自身が命を守るために課せられた責務だと思えます。

そういう意味では、河川情報システムを賢く使えば、今、近くの河川の水位がここまで来ているということを知りながら、避難ができると思えます。せっかくいいものを作っていただきましたので、是非とも県民に対してしっかりとした周知をお願いします。

○小林（誠）委員 私からは、水道局から報告がありましたことについて2点質問します。

1点目は、県域水道一体化の推進についてお聞かせいただきます。本日いただきました財政シミュレーションによる水道料金上昇の抑制効果というものは、各市町から上がってきたデータを基に県がシンプルにまとめて算出した数値だと認識していますが、それで間違いないでしょうか。また、先日の奈良市議会での議論は数多くの方に取り上げられていましたが、その議論を踏まえて、県としての立場からどのような感想を持たれているのかについてお聞かせいただきたい。

議論の中でよく分からなかったのが、奈良市の緑ヶ丘浄水場の施設の整備164億円のうち、3分の1が広域化事業交付金や運営基盤交付金として、有利な国の交付金があるとのことでしたが、奈良市議会で議論になっていたのは木津浄水場の廃止の関係です。毎年の建設改良費の捉え方について、県としてはどのように認識されているのか。

今回の広域化に向けて、奈良市が提出した資料を基にして県が資料を作られました。今、奈良市では、自分たちで創意工夫をしながら、どうやったら水道料金を値下げすることができるのかと議論されています。奈良市は奈良市の立場で議論されて、県は県の立場で今回の資料を出されましたけれども、奈良市での議論をどのように受け止めているのかについて、県の立場からの感想をいただきたい。

○青山水道局長 まず、財政シミュレーションの考え方について、単独で経営した場合、今後どれぐらいの投資をするかについては、ある一定のラインを引いて、基本的には各市町村から頂いたものをまとめたものです。給水原価については、単純に足し算、引き算、割り算の話になりますが、供給単価、いわゆる1立方メートル当たりの平均売値については一定のルールを決めたうえで、シミュレーションした結果をお示ししています。

また、統合したときの投資削減効果については、どこの浄水場をいつの時点で廃止する



といったことも各市町村と協議しながら、シミュレーションしてまとめさせていただきました。

次に、奈良市の緑ヶ丘浄水場に関連する交付金の話につきましては、事業費がどのぐらいかかるかということをお出しいただきました。広域化の交付金のメニューは、広域化事業に資するための施設整備の交付金と、それを上限として、運営基盤交付金という通常の老朽管の更新事業に充てられる交付金の2種類があります。

小林（誠）委員お述べの緑ヶ丘浄水場につきましても広域化事業の対象と考えて、164億円の3分の1である50億円余りをシミュレーションの中でカウントしています。

運営基盤交付金は老朽管の更新事業であり、広域化事業の額を上限とするため総額は出ますが、どの市町村でどれだけ行うかは、今後の検討となります。

奈良市議会での議論を詳細に把握してはおりませんので、感想を述べることは難しいのですが、当然のことながら、自分のところがどれぐらいの料金になるかということは各市町村共に関心のあることだと思います。今回はあくまでシミュレーションを作るために数字をいただきましたが、実際に施設整備計画を作っていく際に、具体的な投資額が出れば、それを前提として県でシミュレーションを行い、料金を算出します。市町村でも自分で所有する施設については同じように精査をしていただき、同じデータで考えを合わせていければと考えています。

**○小林（誠）委員** 今後、各市町村が出すデータがどれだけ正確なのかということが大切になってくるかと思ひます。次に奈良県営水道経営戦略（水道事業ビジョン）についてお聞かせいただきたいのですが、各市町村が策定する経営戦略は、県の水道事業ビジョンと乖離があつてははいけないとする通達が出ています。既に策定済の市町村もある中で、市町村が策定した水道事業ビジョンのうち、経営戦略に求めている必須項目を全て満たしているものについては経営戦略として取り扱って差し支えないとガイドラインに記載されています。それほど精度の高い、しっかりとした経営戦略を作っている市町村は一体どれだけのところか。

今後、市町村が経営戦略を策定しなければいけない場合、現状の分析や投資、さらには財政計画等を作成できるように、県がしっかりと指導、必要な助言等をしていかなければならないとする通達が出されていますが、そういった支援や助言はどのように行われているのか確認させていただきます。

**○町尻水道局総務課長** 市町村の経営戦略の策定については、県知事部局が担当として支

援等を行っています。事業者である県水道局におきましては、特に市町村水道の経営戦略に対する支援等はありません。

○小林（誠）委員 今回市町村から出てきた財政シミュレーションの数値が本当に正しいのかとなると、難しいと言わざるを得ない状況の中で、給水単価が算出されても、なかなか議論がしにくいと思います。

これから2年かけて、令和4年度末にしっかりと基本協定を締結されるということですので、その時期には各市町村の資産台帳等がしっかりと整備されて整理された数字が出てくるという認識で良いでしょうか。それを踏まえての基本計画の締結という認識で良いのか確認させていただきます。

○青山水道局長 基本的には各市町村でも台帳が整備されているとは思いますが、令和元年に改正水道法が施行されたことにより、3年以内に県も市町村も水道施設台帳を作ることになっています。

基本的な項目として、管路や施設の構造、延長がきっちりと整理されることになりしますので、台帳整備の状況を見ながら整理されていくと考えています。

○川口（正）委員 たくさん質問がありますが、分かりやすい問題から出します。奈良県は国土交通省とあまり親しい関係ではなさそうです。

昨日、私は行政書士から提案を受けたのですが、入札参加資格について、経営者が亡くなった場合、奈良県の場合は承継できるのが一親等、つまり経営者の配偶者か子という関係でしか承継できないとのこと。国土交通省の規定では二親等以内の者であり、孫まで承継できることになっています。

奈良県は30年間ずっとこの方式を採用しているようですが、やはり時代に合わせる事が大事ではないか。特に、行政書士の提案の実情は、「経営者のおやじさんが亡くなった、お母ちゃんが承継せよ」ということで、母親の名義にしたということです。今、高齢化が進んでいるため、母親も高齢で、息子もそれなりの年になっている。この際、孫に承継しようとしたけれども、奈良県の場合はこれができないことになります。

国土交通省では二親等以内の者にも承継を認める基準を定めている。奈良県もその基準に合わせた方が良いのではないかと。奈良県は国土交通省の方針にあまり興味がないとするスタンスは、私は気に入りません。ここ数年来、私はずっとこのことを言ってきました。

国土交通省の関係については、総合評価落札方式についても、私は何度も申し上げてきました。知事にも申し上げました。知事もうなずいたような気がします。この委員会でも

度か私が発言したことについて、理事者の皆様と知事との会話の中で、この問題を処理してもらいたいということも申し上げてきました。

それに対して、先般の決算審査特別委員会で私どもの会派の和田委員の質問に対して、三宅建設業・契約管理課長から「事前公表は平成20年より、談合事件の再発防止として実施している。不法行為を確実に防止するためであり、現段階では事前公表に替わる手段を見つけれない。」といった答弁がありました。

本委員会での私の発言については馬耳東風かと、私は申し上げなければならない。総合評価落札方式の問題については、前の委員会で私は資料を配りました。実績の経験が加算点数として加わり、これが継続していくため、落札に関わっての偏向的裁量につながってしまう。バランスが崩れると公正な契約にはつながらず問題が残るということを私は申し上げてきたはずです。福岡県と奈良県だけが国土交通省の基準と異なります。

談合については、20年、30年昔は建設業界と公共事業との関係で様々な問題がありました。その時代と今の時代は違います。近代化、高度化により、業界でも常に勉強されていて、談合で資料を求める時代ではありません。業界との信頼関係をなぜ強くしないのかということ私を申し上げたい。

いま一度、土木事務所所長会議等も含めながら、委員会の場で整理して、こういう問題点がまだ残っていますということ、ひとつ堂々と公開してもらいたい。

松本県土マネジメント部長は国土交通省からおいでいただいているので嫌な思いをさせることにはなりますが、土木事務所所長会議等で課題を整理して、奈良県で残っている課題を委員会で説明してもらいたい。前回も私は同じことを申し上げました。いずれにしても、国土交通省と関係する問題を2点提起しておきます。

また、私は土木職、建築職の技術職員をもっと採用すべきだと何度か申し上げました。人手不足により、建設コンサルトの関わり合いで問題が生じていると思っています。私の見方が間違っているならば、教えていただきたいのですが、先般も教育委員会で指名競争入札等に関わる事件が起こりました。こういった問題がなぜ起こるのか。他部局での土木・建築関係の業務については、交流することにより、どこで扱おうとも県土マネジメント部と同じ方針ですべきです。

一昨年、大淀養護学校でも問題が起こり、こういった問題も含めながら、私は人事課長に申し上げました。一般職から専門職、教育職、福祉職へ派遣しても、専門知識や交流が不十分であればこういった問題が起こるのではないかと。やはり県土マネジメント部からの

連携や指導を積極的に行い、連帯性を持つべきだろうと思います。

そうでなければ、いつまでも問題が残ります。気の毒なことに、先般の高田高校だけではなく、数校で問題が起こったため、教育長が自責の念で自らを処分されました。土木・建築行政を所管する県土マネジメント部にも連帯責任を感じ取っていただきたい。教育委員会の関係は教育長が責任を取るのあたり前だとすると、奈良県の土木建築行政はさもしいと言わざるを得ない。

いずれにしても、どのセクションで扱われようとも、土木・建築行政の一体性が重要です。今回の問題は、一気に工事を進めなければならないので工事を分割し、分割した6つとも同じ業者だったとのこと。なぜこれが緊急性という裏打ちにつながるのかといった滑稽な話も聞きました。甚だ残念な発注の仕方ではないかと思います。

また、業者のランクに関わって、技術士・建築士・土木施工管理技士、つまり1級土木士何名、1級建築士、2級土木技士、2級建築士何名と、人数によりランク付けされています。今は県の技術職員が350人ぐらいいるようですが、とりわけ管理職のうちどれくらいがこれらの資格をお持ちなのか。上級職であったとしても勉強しない人と、初級職であったとしても勉強した人では、初級技術職員のほうが仕事を的確に処理するという現象もあるのではないかと。

いずれにしても、業者のランク付けには厳しい基準を設けながら、肝心の県の行政側にあっては責任体制が十分取れているのか。いま一度点検するべきではないかと。

言い過ぎであれば反問していただきたいということで、要望を含めた提案とします。

それから、私は御所市出身でして、御所市には県営住宅、市営住宅、改良住宅が相当ありますがいずれも老朽化しています。数年前に、私は老朽化対策にかかる問題を提起し、やりましょうという声を聞いたように思います。どこまで成果を上げていただいたか聞きたいと思いますが、残念ながら、それは尋ねるほうが無茶だと思います。御所市役所の体制にも問題があり、県も不親切だった。一体化した形で、市への指導あるいは支援を積極的に行っていただきたい。

先般、御所市から要望書が出されたとのことですが、県はそれをどのように受け止めているかについても伺いたい。

併せて、私は9月定例会の一般質問で、御所インターチェンジ周辺の工業団地に関連して、県道樞原新庄線の先200メートルから300メートルほどの道路拡幅を知事に要望しました。知事からも答弁いただきましたが、この道路拡幅をしていただかないと、団地

の値打ちが上がらないので、ぜひ急いで進めていただきたい。産業集積場を早く売りに出して、早くまとめていただくことと両絡みになりますので、どうぞ急ぎ取り組んでいただきたい。

また、御所インターチェンジ周辺の産業集積地については、窓口は産業・観光・雇用振興部ですが、発掘など、いろいろな面がありますので、土木・建築等関係部局も積極的な支援、お手伝いをお願いしたい。

もう1点、無届けの違反開発行為については、いつ災害が起こるかわからない。砂防地域等の問題をはじめ、林野の利用についても、かなり虚偽の申請による乱開発で問題が起きています。そこで、協議会をもって、司法の力も借りるという意味の機構体制を整えていただかなければならないと提起していますが、早く、体制、機構をまとめていただきたいということを再度お願いしておきます。

以上、要望や注文、皮肉も含めて申し上げましたけれども、いい回答をどうぞよろしくをお願いします。

**○荻田委員長** 川口委員からのお話をいただきました。まとめて、松本県土マネジメント部長からよろしくをお願いします。

**○松本県土マネジメント部長** 幾つかお話をいただきましたので、順に回答させていただきます。

まず1点目の建設業者の承継の件は、建設業者が死亡等された場合の相続等について、どこまでの範囲で承継できるのかという基準の話だと理解しています。調べましたところ、建設業者の入札参加資格の承継については、奈良県では配偶者または二親等以内の相続人と規定しています。国や大阪府等の一部の府県では、配偶者または二親等以内の者という規定となり、相続人と者というところで、若干相違があります。こういった意味では、国の規定のほうが、承継の対象が広がっています。

県において、承継の範囲をどのようにして規定したのかについて、経緯も確認させていただきながら、入札参加資格の承継の範囲についてしっかり検討を行っていきます。

特に、昨今災害等が頻発する中で、防災・減災対策をしっかりとやっていかなければならないということで、建設業者の役割は非常に大きいと思います。そういった観点も踏まえて担い手をしっかり確保していくことも重要だと思いますので、検討を行ってまいります。

2点目は総合評価落札方式の話です。これまでも総合評価落札方式については様々なひずみが出ているのではないかと川口（正）委員よりご指摘頂いています。現在、入札状況

等、具体のデータに基づいて調査等を進めているところですが、まだ整理に至っていないため、大変申し訳なく思います。しっかり整理を進めた上で、ご報告申し上げますので、よろしくをお願いします。

3点目は、土木職・建築職等の専門職の県庁内の連携、交流の話です。川口（正）委員ご指摘のとおり、土木・建築職員は土木・建築に関する専門的な知識・経験を持っていますので、それを生かして、県内の行政の推進に貢献していくという非常に大きな役割を持っていると認識しています。県土マネジメント部だけでなく、他部局でも、建築・土木の専門知識、経験を必要とする業務が数多くあるかと思っておりますので、県庁内で交流の体制、連携の体制をどのように組んでいくのかについてもしっかりと検討してまいります。

また、建築士・技術士等の資格を持って業務を行うということは、専門的な業務を遂行する上で非常に大きな課題だと思います。そういった意味で、職員の技術力の向上という観点についても、今後もよく注視してまいります。

4点目の県営住宅の件は地域デザイン推進局からお答えします。5点目の県道櫃原新庄線の延伸については、御所インターチェンジから産業集積地を経て、北側に至る路線だと認識しています。御所インターチェンジ周辺のアクセス道路として要望が出ているということは承知しています。この件につきましても、現地の状況をしっかり把握しながら、今後の対応をどうしていくのかもしっかり検討してまいります。

最後に6点目、無届けの開発行為についてはかねてよりご指摘をいただき、検討を進めているところです。現在、13件の是正事案を抱えています。これらをしっかり指導して、早期の是正、安全確保を図ります。また、こういった形で是正を迅速化していくのかも大きな課題であり、そのあたりの方策もしっかり考えてまいります。また、特に川口（正）委員ご指摘の林野も含めた他部局との連携も重要だと考えていますので、その点も併せて検討してまいります。

**○岡野地域デザイン推進局長** 私からは県営住宅の件につきましてお答えします。

御所市には、県営住宅が511戸、市営住宅が1,366戸と、非常に多くのストックがある一方で、県営・市営共に老朽化や空き家の戸数が増えるという共通の課題があり、この点につきましては、川口（正）委員より平成27年にご提案頂いています。この件につきまして、県から市へ一度提案を行ったこともありますが、当時は財政状況や他の事業の優先度等から、市からはあまりいい返事が頂けませんでした。しかし、昨年あたりから市としても取り組みたいとの意向が示されたため、論点整理を進めてまいりました。

この度、御所市より県営住宅、市営住宅の共同建替えについての要望書をいただきましたので、県としてしっかりと技術支援等を行い、検討・協議を進めます。

具体的には、県では建替えにおける技術面や管理に関する民間ノウハウの活用という強みを持っていますし、市では建替えするための土地を持っているため、お互いの強みを活かしながら、ウィン・ウィンの関係になるよう、そして、市域の活性化につながるような取組ができればと考えています。

なお、県営住宅、市営住宅の建替えにおきましては、今住んでいる方がいらっしゃいますので、その方に負担をかけないように、一つ一つ方向性について整理しながら進めていきます。

**○荻田委員長** 松本県土マネジメント部長、岡野地域デザイン推進局長からそれぞれ答弁いただきました。できるだけスピード感を持って事に当たってほしいと思います。県営住宅は県下一円にわたって老朽化が見られています。そういった中で年次計画を立てながらも前を向いて進んでいただきますようお願いいたします。

ほかにございませつか。

**○田中委員** 私からは要望をさせていただきます。

1つは、先日の本会議場での知事の答弁の中で下水道計画の話について、市町村議員から、内容をもう少し開示してほしいという声がありました。市町村にも十分説明いただきますようお願いいたします。

私が9月定例会で一般質問した道路整備の推進については、改めてお願い申し上げます。一部地権者の方を交えての現地調査等を進めていることもお聞かせいただいておりますが、ぜひとも実現できるようよろしく申し上げます。

また、宇陀市内で場所は特定できていませんが、道路の白線が薄くなっているとの住民の声が上がっていますので、対応をお願いします。

道路が維持されているかどうかというのは、住民は目に見える部分で判断されます。白線の消えかかっているところ、消えているところについては、維持管理が十分でないという思いで受け取られていますので、できましたら、その辺りの維持管理について注目いただきたい。

草刈りについても、距離が長いのでなかなかうまくいきませんが、歩道を歩くことができないほど草が茂っていることから、年1回行う草刈りを年2回に増やしてほしいという要望がありましたのでお伝えします。

○荻田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして質問を終わりたいと存じます。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の建設委員会を閉じます。ありがとうございました。